



## 1.はじめに

前号に引き続き、平成19年度第1四半期に言い渡しのされた判決について、概要を紹介する。

当期における判決総数は、特実63件、意匠9件であり、審決取消件数(取消率)は、それぞれ、13件(20.6%)、1件(11.1%)であった。特実においては、取消率が急増しており、以前と比べて、審決に少々難があっても、審決の結論は維持されるというケースは減って来ているのではないかと感じられる。特許懇の懇親会でご挨拶、知財高裁の塚原所長は、このところ、特許の価値、審決の論理展開のいずれに重きを置くかで悩ましいケースが多く、後者に重きを置くようになったことの結果かも知れないが、審決の取消率は、これまでより、少し高まって来ているのではないかという趣旨のお話をされたが、裁判所が、審決の論理展開の是非について、より厳しく審理するようになってきたのなら、審決において、これまで以上に、進歩性の有無などについての丁寧な説示、矛盾のない論理展開を心掛ける必要がある。

以下に、特実の敗訴事例を中心に、判示内容を簡単に紹介するが、前号同様、紹介する内容(特に、所感)には、私見が含まれていることをご承知願いたい。

## 2. 敗訴事例

敗訴事例の内訳を見てみると、当事者系事件の件数比率が高く(全敗訴事件の69.2%)、中でも、無効Y審決の取消件数の多さ(全敗訴事件の53.8%)、取消率の高さ(全無効Y事件の87.5%)が目立っている。これらの中には、本願発明、引用発明の認定の誤りを指摘されたものも相当数含まれているが、相違点の想到困難性を否定されたものが多く、裁判所における進歩性判断の厳しさが垣間見える。

### (1) 特実

敗訴事例13件<sup>1)</sup>を判示内容別に分けると、以下のとおりである。

- (ア) 手続き違背(④)
  - (イ) 本願発明の認定、解釈の誤り(⑩、⑪(Y))
  - (ウ) 引用発明の認定の誤り(⑤、⑥(Y)、⑫)
  - (エ) 一致点、相違点の認定の誤り(③(Z))
  - (オ) 相違点の判断の誤り
    - (i) 副引用例の認定誤り(①(Y)、②(Y))
    - (ii) 進歩性判断の誤り
      - (a) 想到容易性を否定されたもの(⑦(Z))
      - (b) 想到困難性を否定されたもの(⑧(Y)、⑨(Y)、⑬(Y))
- (注；Yは特許維持、Zは特許無効審決)

なお、(ア)については、審決が、相違点2は周知技術に基づいて想到容易と判断したところ、この相違点2は、「出願人である原告が一貫して強調してきた最も重要な構成の一つ」であり、この構成が、「審決で認定したように周知技術である」としても、「審決は、特許法29条1、2項という刊行物等に記載された事項から容易想到性を肯認する判断過程において参酌するような周知技術として用いているのではなく、むしろ、審決の説示に照らすならば、実質的には、上記周知技術を容易想到性を肯認する判断の核心的な引用例として用いているといわざるを得ない」として、審判手続きは違法であると判示された。

以下に、上記(イ)、(ウ)、(オ)の中から、いくつかの事例を紹介する。

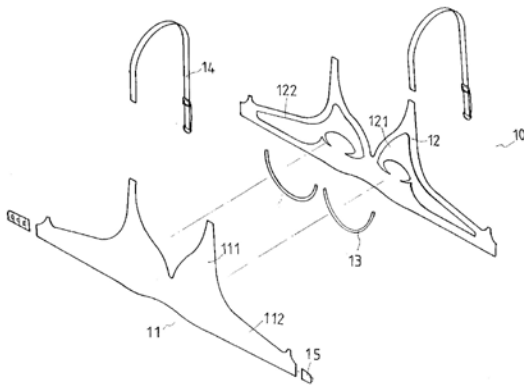
### ⑩平成18年(行ケ)第10428号(考案の名称；一体成形によるブラジャーの構造)

— 本件考案について、請求の範囲に記載されたところを超えた解釈がなされており、本件考案の認定には誤りがあるとされた事例 —

#### 請求項；

- 「A.外カップ層(11)、内綿層(12)、定型管(13)、肩紐(14)、背フック(15)より構成される一体成型によるブラジャーの構造において、
- B.一体成型されており、且つカップ部(111)と背帯(112)

とを含む該外カップ層(11)と、  
 C.一体成型であり、該外カップ層の外形に対応しており、  
 カップ部(121)及び背帯を含む該内綿層(12)と、  
 D.該外カップ層と該内綿層との間のカップ部内側下縁に  
 設けられている該定型管(13)と、  
 E.を含み、高温でプレスされて一体成型された該外カップ  
 層と内綿層とが緊密に貼合されていることを特徴とする  
 F.一体成型によるブラジャーの構造。」  
 (分説は審決による。)



本件考案 1

**判示事項；**

取消事由1(本件考案1の認定の誤り)について

審決は『……「外カップ層」と「内綿層」について、請求項1の記載をみれば、「一体成型された該外カップ層と内綿層」とが「高温でプレスされて「緊密に貼合され」ること」で、ブラジャーとなることが特定されていると解すべきである。これは、本願明細書段落番号【0007】に【「考案の効果】本考案によると、外カップ層及び内綿層は一体成型であるため、生産時には高温によるプレスで貼合せただけでよく、……、見た目にも美しい製品が完成し」と記載されていることと符合している。』と説示する。

しかし、本件考案1の「を含み、高温でプレスされて一体成型された該外カップ層と内綿層とが緊密に貼合されていることを特徴とする」との文言は、一体成型された外カップ層と内綿層との接合構造が、高温でプレスされて緊密に貼合されているものであると理解することはできるが、その文言の内容自体から見ても、これを超えて、外カップ層のカップ部が、高温プレスによる貼合の前にカップ状に成型されたものであるとか、内綿層が、貼合するだけでブラジャーとなる程度に外カップ層の外形に対

応して成型されていることまで記載していると読み取ることとはできず、「一体成型された外カップ層と内綿層」とが「高温でプレスされて「緊密に貼合され」ること」でブラジャーとなることまで記載していると解することはできない。

**所感：**

本件考案1の「高温でプレスされて一体成型された該外カップ層と内綿層とが緊密に貼合されていることを特徴とする」との文言については、口頭審理において、審判合議体から、(ア)本件明細書の記載からみてB及びCの構成に記載される一体成型とは、外カップ層及び内綿層それぞれが一体でありかつ成型すなわち形作られているという一定の立体をなしたものと解すべき、(イ)構成要件Eについて「高温でプレスされて」が「緊密に貼合されている」に続く文言でありその次の「一体成型された」は、「該外カップ層及び内綿層」各々に係わる文言である、との解釈(審決同旨)が、請求人、被請求人に提示され、双方の意見を聞いたうえで、上記審決の説示に至ったものであるが、請求人(原告)は、この解釈には異を唱えていたものである。

確かに、用語は、明細書等の全体を通じて統一的に使用しなければならないから(特施規24条様式29備考8)、外カップ層及び内綿層が、それぞれ、「一体成型」され、内面層が外カップ層の外形に対応するとした、審決の解釈も、通常の意味での「一体成型」である限りにおいて、成り立ち得るのではないかと思われる。

しかし、本件明細書からは、審決説示のように、「『一体成型』は、貼合せただけで製品が完成するように、事前に成型されることを意図する用語として、本件明細書は、その意味を定めている。」とまでは読み取れず、外カップ層及び内綿層を、「高温でプレス」することにより「緊密に貼合」するのであれば、外カップ層及び内綿層は、「一体成型」された状態から変形してしまうことも十分想定されるから、判決が、「一体成型された外カップ層と内綿層との接合構造が、高温でプレスされて緊密に貼合されているものであると理解することはできるが、これを超えて、外カップ層のカップ部が、高温プレスによる貼合の前にカップ状に成型されたものであるとか、内綿層が、貼合するだけでブラジャーとなる程度に外カップ層の外形に対応して成型されていることまで記載している

と読み取ることはできない」と判示したのも肯ける。

本訴においては、請求人(原告)から、本件クレームは、「プロダクト・バイ・プロセス」クレームに該当するとの主張もなされている(この主張に対する判示はなされなかった。)。審判においても、請求人(原告)は、「一体成型されており」等は、「製造方法に係る限定であり、考案としてのブラジャーの構造の構成ではない」旨を主張していたが、審決は、「一体成型を行った2物品を貼合したことは、それが他の手順で作成された構造と物品の構造として区別して認識されることは当然であり」として、この主張を否定している。しかし、製造方法で規定された「物」の場合、異なる製造方法により製造された物であっても、「物」の構成が客観的に同一であれば、当該発明に包含されると解するのが、一般的であるから(平成17年(行ケ)第10775号判決など)、少なくとも、物品の構造のどこに区別が表れるのかを明示しないと請求人(原告)の主張を否定したことにはならないのではないかと考える。

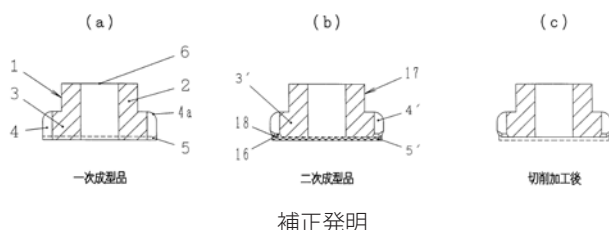
なお、本訴において、被告(実用新案権者)は、公示送達による呼出しを受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しなかった(この場合、民訴159条3項ただし書により「自白の擬制」はない。)

#### ⑫平成19年(行ケ)第10019号(発明の名称;歯車の製造方法)

一刊行物において「面取り部」が形成される場所を誤認した結果、一致点の認定を誤り、ひいては、進歩性の判断をも誤ったとされた事例一

#### 請求項;

【請求項1】側面の端部を切削加工する歯車であって、鍛造成形された歯形における歯筋方向の端縁角部に面取り部を鍛造手段にて形成しておき、歯部全周と切削面との間に前記面取り部が少なくとも一部残されるように切削加工することを特徴とする歯車の製造方法。】



#### 判示事項;

取消事由1(本件補正却下における刊行物発明認定の誤り)について

補正発明は、「面取り部」を、「歯部全周」(歯部の歯面における内・外端面のみならず歯部の頂部及び底部をも含む部分)と「側面の端部」の切削面との間に形成するものであって、「面取り部」があるために、歯面にバリが発生することはないという効果が得られるから、補正発明において「歯筋方向の端縁角部」は「歯部全周の端縁角部」を意味するものと解される。

そうすると、両者は、「面取り」が形成される点において共通するものの、形成される場所が異なる。

取消事由4(補正発明の進歩性判断の誤り)について

補正発明は、噛み合い面である歯面にバリが発生することはないという効果を生じさせるものであるのに対し、刊行物発明は、面取り部の歯面側の部位にはバリが発生するものであるから、このように構成及び効果において大きな違いがある以上、当業者が、補正発明を刊行物発明から容易に発明することができたと認めることはできない。

被告は、「切削加工によって生じるバリの影響を、面取り部によって吸収する」という基本的技術思想が、一致していると主張するが、両者は、その構成及び効果が大きく異なるから、技術思想が一致するというのみで、容易に発明することができたと認めることはできない。

#### 所感;

審決が、補正発明と刊行物発明は、「鍛造成形された歯形における歯筋方向の端縁角部に面取り部を鍛造手段にて形成」する点で一致すると認定したところ、判決は、「補正発明と刊行物発明は、『面取り』が形成される点において共通するものの、形成される場所が、刊行物発明では歯部の歯面における内・外端面であるのに対し、補正発明では歯部全周の端縁角部であって、形成される場所が異なる」と判示した。

確かに、補正発明においては、歯車の「側面の端部」を切削加工するものであるため、「面取り部」は、「歯部全周」(歯部の歯面における内・外端面のみならず歯部の頂部及び底部をも含む部分)に形成されるもの(「側面の端

部」を切削加工した後も、「歯部全周」に残される。)であるのに対し、刊行物発明においては、「歯部の歯面における内・外端面部」に形成される(「歯部の歯面」を切削加工した後も、「歯部の歯面における内・外端面部」に残される。)という違いはある。

しかし、刊行物発明においても、「面取り部」は、「歯面」と「端面」との交差部に形成されるのであるから、歯部全周に形成されないとしても、「歯筋方向の端縁角部」であることに変わりはないから、審決の一致点の認定はあなたが誤りとはいえないと思われる(ただし、バリの発生部位を考慮するなら、明らかに相違しているといえる。)

ただ、審決は、相違点を、「補正発明は、歯部全周と切削面との間に面取り部が少なくとも一部残されるように、側面の端部を切削加工するものであるが、刊行物発明は、面取り部が少なくとも一部残されるように、かさ歯車の歯部の内外端面を切削加工するものである点。」と認定しており、刊行物発明における切削加工面を誤認している(正しくは、「歯面」を切削するものである。)から、いずれにしても、一致点、相違点の認定が正しく行われていないことになる。

本訴において、被告は、「補正発明が刊行物発明とバリの発生部位が違うことは、端面を切削面としたことに伴い当然生じる差違にすぎず、それによる効果についても、バリの影響を『面取り部』によって吸収し、動力伝達に影響を与えないという点で、刊行物発明と差違はないから、格別なものではない」と主張しているが、一致点、相違点の認定が正しく行われていたら、容易想到性の判断における論点は、まさしく、この点に収斂するはずのものであったと解される。

なお、判決は、この点について、「補正発明は、『側面の端部』を切削加工する場合に、『面取り』を『歯部全周の端縁角部』に形成することによって、噛み合い面である歯面にバリが発生することはないという効果を生じさせるものであるのに対し、刊行物発明は、『歯部の歯面』を歯切り加工する場合に、『面取り』を『歯部の歯面における内・外端面部』に形成することによって、とり代を削り落とした際に発生するバリが内・外端側に突出することがないという効果を生じさせるものであって、面取り部の歯面側の部位にはバリが発生するものであるから、このように構成及び効果において大きな違いがある」と判

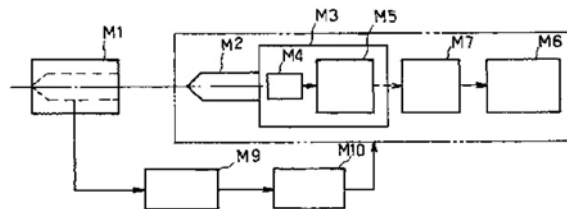
示している。しかし、刊行物発明においても、噛み合い面である歯面には、バリは発生しない。したがって、効果において大きな違いがあるとの判示には納得できないところがある。

## ②平成18年(行ケ)第10499号(発明の名称;無線ドアロック制御装置)

一引用例2から無用の事柄を抽出して、引用発明1と相容れない引用発明2を認定した結果、相違点の判断を誤ったと判示された事例一

### 請求項;

「キーシリンダに挿入され、各種機器を作動させるキープレートと、  
このキープレートの一端に設けられ、このキープレートを操作するためのつまみ部と、  
このつまみ部に設けられる送信スイッチと、  
前記つまみ部に内蔵され前記送信スイッチが操作されると予め定められたコード信号を送信する送信機と、  
前記送信機から送信されるコード信号を受信して、ドアロックアクチュエータを制御する受信機とを備える無線式ドアロック制御装置において、  
前記キープレートが前記キーシリンダに挿入されているとき所定の検出信号を発生する検出手段と、  
この検出手段が前記検出信号を発生すると、前記無線式ドアロック制御装置の作動を禁止する禁止手段とを備えることを特徴とする無線式ドアロック制御装置。」



- M1: キーシリンダ
- M2: キープレート
- M3: つまみ部
- M4: 送信スイッチ
- M5: 送信機
- M6: ドアロックアクチュエータ
- M7: 受信機
- M8: 無線式ドアロック制御装置
- M9: 検出手段
- M10: 禁止手段

本件発明

## 判示事項；

### 取消事由1（引用発明2の認定の誤り）について

審決は、結果として、引用例2の中から、引用発明1に（適用する際に）無用の事柄を抽出し、これを引用発明2Aに結合させることによって、引用発明1と相容れない公知技術を創出したものといわざるを得ない。本件相違点についての判断において、引用発明1に引用発明2Aを適用する動機付けが問題となるのであれば、その時点で、引用例2の記載の全体を観察して、動機付けの有無、阻害事由の有無などを検討すべきである。審決のような引用発明2の認定の手法は、正確性を欠き、容易想到性の判断を誤らせる要因となるものであって、誤りというべきである。

### 取消事由2（相違点の判断の誤り）について

技術常識を勘案すると、引用発明1においては、イグニッションキーとは別にドアを開閉する機器が存在しないから、第三者によるドアの開閉が行われるという不都合がないことは明らかであるが、イグニッションキーを携帯する使用者がその操作ボタンを誤操作して、解錠のための起因となるべき信号が発信されるという不具合が存在し、そのため、その対策が当然に技術課題となるものというべきである。引用発明1と引用発明2Aとは、いずれも、……技術分野を共通にしており、また、スイッチの誤操作による解錠を防ぐという技術課題も共通しており、引用発明1と引用発明2Aとを組み合わせることを妨げるような格別の事情も見当たらないのであるから、引用発明1と引用発明2Aとを組み合わせることについての動機付けがあると認めるのが相当である。

#### （注1）引用発明1との相違点

「本件発明が、『前記キープレートが前記キーシリンダに挿入されているとき所定の検出信号を発生する検出手段』と、『この検出手段が前記検出信号を発生すると、前記無線式ドアロック制御装置の作動を禁止する禁止手段』とを備えるのに対して、引用発明1がこのような構成を備えていない点。」

#### （注2）引用発明2＝引用発明2A＋付随事項①＋付随事項②

（注3）引用発明2A＝引用発明2中の、「所定の固定信号を無線送信する携帯用送信機と；前記送信機から送信され

る固有信号を受信して、ロックアクチュエータを制御する受信手段を備える無線式車両施錠制御装置において、イグニッションキーが（車室内の）鍵孔に挿入されているか否かを検出するイグニッションキー挿入検出部と、該イグニッションキー挿入検出部によってイグニッションキーが鍵孔に挿入されていることが検出されている期間中は、前記ロックアクチュエータの駆動を禁止するアクチュエータ駆動禁止部とからなる無線式車両施錠制御装置」の部分

（注4）付随事項①＝携帯用送信機を「イグニッションキーとは別体である」と認定した点、付随事項②＝ロックアクチュエータの駆動を禁止する理由を「携帯用送信機を所持した者が車室内に存在している場合に、車外からの解錠・施錠操作（第3者が車外から車両のドア部に設けられたスイッチ12を操作した場合の解錠操作）を禁止することができるものとするために」と特定した点

## 所感：

本訴においては、一致点、相違点の認定、相違点に係る構成を引用例2が開示していることについて争いはなく、引用発明1に引用発明2を適用できるかどうか争点となったところ、引用例2から、無用の事柄を抽出して引用発明2を認定したことが、審決の容易想到性の判断を誤らせる要因となったとの指摘がなされた。言い換えると、より上位概念の発明を認定すべきであったということになる。（なお、引用発明1に引用発明2を適用することの動機づけが問題となるのなら、相違点を判断するにあたって、引用例2の記載全体を観察して検討すべきであり、引用発明2の認定の誤りは、それ自体で取消事由となるのではなく、これが相違点についての認定判断に結び付いて、審決の結論に影響を及ぼすときに初めて取消事由となるものと解すべきである旨が判示されている。）

要するに、判決は、引用例2に記載の発明について、「携帯用送信機を所持した者が車室内に存在している場合に、車外からの解錠・施錠操作（第3者が車外から車両のドア部に設けられたスイッチ12を操作した場合の解錠操作）を禁止することができるもの」（引用発明2）とした審決の認定は誤りであり、「広く、従来技術において、カード型送受信機が車両側の制御装置の近傍に存在し、スイッチが操作された場合には、必然的にドアロック、ト

ランクロック、グローブボックスロック、ステアリングロックといった車体所定部位の錠の施錠・解錠が行われることを、カード型送受信機と機械式キーを携帯した運転者が、イグニッションキーをイグニッションキー孔に挿入することで、意識的に禁止する技術を開示するもの(引用発明2A)と認定すべきと判示した。

確かに、審決が認定した引用発明2は、特定の場面下において解錠操作を禁止するというものであるため、上記特定の場面が想定されない引用発明1との組み合わせには動機づけを欠くことになるが、判決が認定した引用発明2Aは、特定の場面を捨象するものであるため、引用発明1が、意識的な禁止技術を必要とするものと認められるのであれば、両者を組み合わせる動機づけはあるといえそうである(もともと、引用発明1は、「送信スイッチ」及び「キープレート」を備えているものであるのに対し、引用発明2Aは、「スイッチ」及び「カード型送受信機」並びに「機械式キー」を備えたものであるため、上記意識的な禁止技術は、施錠・解錠システムの違いを超えて適用可能なものでなくてはならないが、その具体的内容は、「イグニッションキーが(車室内の)鍵孔に挿入されているか否かを検出するイグニッションキー挿入検出部と、該イグニッションキー挿入検出部によってイグニッションキーが鍵孔に挿入されていることが検出されている期間中は、前記ロックアクチュエータの駆動を禁止するアクチュエータ駆動禁止部」というものであるから、施錠・解錠システムが異なっても適用可能であると考えられる。)

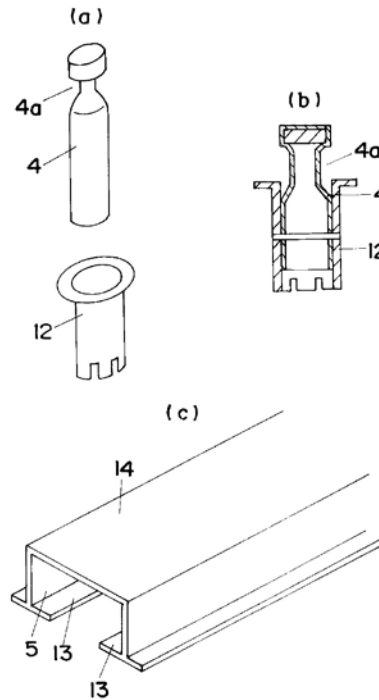
なお、引用例2でいう「安全性」は、「防犯性」を意識したものであり、「誤操作」を前提とするものではない。判決は、「安全性」について、「運転者が望まないのに不本意に開いてしまう」という上位概念化を図っているが、引用例からは、誤操作も当然に想定される(引用例には、「例えば」として、車内で昼寝をする場合が例示されるにすぎない。)ことを念頭においていたものと思われる。

⑦平成18年(行ケ)第10484号(発明の名称; 吊戸のガイド装置)

一引用発明2の技術は、本件発明における突出引退自在なガイドピンの機械的保持構造とは、技術的意義を異にしており、突出引退自在なガイドピンを有する引用発明1に適用することはできないとされた事例一

請求項;

「吊戸本体が上レールにランナーを介して走行自在に吊下げ保持され、床面に磁力にて突出引退自在に設けられたガイドピンが吊戸本体の下端面に形成された走行溝にその突出状態で挿入されて走行ガイドをおこなう吊戸のガイド装置であって、ガイドピンの上端部外周面に係止溝が形成され、走行溝の長さ方向の中間部分における吊戸本体側に係止溝にスライド自在に係入及び離脱する一対の係止ガイド片を対向させて設け、係止ガイド片間の間隔を係止溝を形成する首部分よりも大きく、係止溝の上下の大径部分よりも小にして成り、ガイドピンの係止溝が一対の係止ガイド片間に係入されてガイドピンが機械的に保持され下降することがない状態で、吊戸本体がガイドされ走行されることを特徴とする吊戸のガイド装置。」



本件発明1

判示事項;

取消事由1(刊行物2記載発明の認定の誤り・相違点1についての判断の誤り)について

刊行物2(甲2)の遊転ローラは、フランジと当接する構造(フランジがローラーを機械的に保持する構造)で

あってはならず、引用発明2は、フランジと遊転ローラーとの間の高さ方向において、一定の間隔を設けることを前提とする技術であるから、本件発明1のガイドピンの大径部が係止ガイド片に当接することにより機械的に保持する構造とは、その技術的意義が異なるものである。したがって、引用発明1における、ガイドピンが突出引退自在である構成を前提としたまま、刊行物2の「フランジ18を有したコの字型案内溝19にビス22の遊転ローラー21を案内させる構成」を適用することはできないというべきである。

### 所感：

審決が、相違点(ガイドピンの走行溝への挿入構造(上記下線部)を具備するか否か)について、引用発明1のガイドピンの走行溝への挿入構造に代えて、引用発明2の規制ピンのコの字型案内溝への挿入構造を用いるように変更し、そのピンの形態として周知のものを選択することは想到容易と判断したのに対し、「本件発明1は、ガイドピンが床面に磁力にて突出引退自在に設けられた構成を有するものであって、ガイドピンの大径部が係止ガイド片に当接することにより機械的に保持され、走行溝から下降しないようにした点に主たる技術的意義があるものであるのに対し、刊行物2(甲2)においては、規制ピンは敷居に植設固定されており、突出引退自在に設けられたものではないから、「走行中や停止中において、吊戸本体3の揺れや振動などにてガイドピン4が磁着体Xから外れ、ガイドピン4がその自重で容易に床面下に下降する」……という本件発明1の従来技術にいう課題を解決する手段として突出引退自在に設けられたガイドピンを係止ガイド片によって機械的に保持する技術を開示するものではない。」と判示された。

刊行物2には、対向するフランジを有したコの字型案内溝(一对の係止ガイド片)と、その径が前記フランジの間隙よりは小さく形成された部分(係止溝を形成する首部分)を備えた規制ピン(なお、頭部分には、水平遊転ローラーを配置。)とから構成される案内規制手段が記載され、上記と同様のコの字型案内溝(カーテンレール)に、係止溝部分(首部分)よりも上下の部分は大径としたガイドピンを挿入するようにした案内規制手段は周知技術であるのであれば、対向するフランジを有したコの字型案

内溝と係止溝部分(首部分)よりも上下の部分は大径としたガイドピンとからなる挿入構造を、引用発明1における、ガイドピンの走行溝への挿入構造として適用すれば、「ガイドピンの係止溝が一对の係止ガイド片間に係入されてガイドピンが機械的に保持され下降することがない状態で、吊戸本体がガイドされ走行される」こととなる。しかし、問題は、この適用の動機づけの有無にある。吊戸本体が、ガイドピンから外れないように規制するために、上記の挿入構造を変更する必要性が想定されるのであれば、動機づけはあるといえそうであるが、従来技術(引用発明1)は、「床面から突出されたガイドピン4が吊戸本体3側に沿設された鉄板のような磁着体Xに磁着され、吊戸本体3の走行中にはガイドピン4が板状の磁着体Xにスライド自在に磁着保持されて、ガイドピン4の突出状態が保持される」(本件明細書段落【0002】)のものであるから、通常、吊戸本体が、ガイドピンから外れないようにするために、上記の挿入構造を変更する必要性は想定されない。

判示するところは、本件発明1の技術的意義は、ガイドピンの大径部が係止ガイド片に当接することにより機械的に保持され、走行溝から下降しないようにした点にあり、突出引退自在でなく、フランジと遊転ローラーとの間の高さ方向において一定の間隔を設けることを前提とする、刊行物2の植設固定された規制ピンとは、技術的意義を異にしているから、引用発明1におけるガイドピンの走行溝への挿入構造に代えて、引用発明2に示されたところの規制ピンのコの字型案内溝への挿入構造を用いるように変更することは想到容易ではないというものがあるが、技術的意義を異にするとの上記判示は、突出引退自在なガイドピンに対し、植設固定された規制ピンの技術を適用する動機づけは働かず、引用発明2の適用には阻害要因も生じることを言っているものと思われる。

なお、従来技術に関して、本件明細書には、「ガイドピン4は板状の磁着体Xにスライド自在に保持されているから、走行中や停止中において、吊戸本体3の揺れや振動などにてガイドピン4が磁着体Xから外れ、ガイドピン4がその自重で容易に床面下に下降するのであり、このため、従来では、ガイドピン4の内部においてその突出状態を保持するための磁着手段Yを設けるものであり、このように、ガイドピン4の内部に磁着手段Yを構

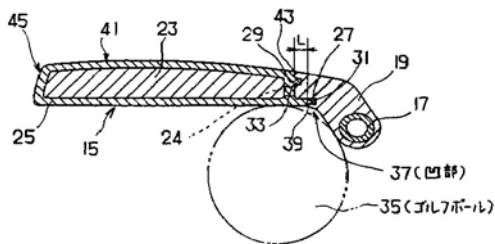
成するのに、構成が複雑になり、それでいて、ガイドピン4を突出状態で保持する作用力が弱いという問題があった。ところで、磁着手段Yは、ガイドピン4側に設けた永久磁石と固定側となる外筒12に設けた永久磁石とから構成される。」(段落【0003】)と記載されている。上記本件発明1の技術的意義からすると、本件発明1においては、従来技術において必要であった、板状の磁着体X、磁着手段Yを省略できるという作用効果が得られると思われる。

**⑧平成18年(行ケ)第10342号(発明の名称; ゴルフクラブ用ヘッド)**

一引用例1に課題の明示がなく、周知技術がその課題を解決するためのものでなくても、一般に見られる周知技術であれば、引用例1への適用は適宜行い得ることと判断された事例一

**請求項;**

「【請求項1】少なくともフェース部とホーゼル部とを異なる部材で形成してなるゴルフクラブ用ヘッドにおいて、前記フェース部と前記ホーゼル部のシャフト嵌入部とは反対側の前記ホーゼル部のフェース部側との間に、使用するゴルフボールの外径曲率より大曲率の凹部を形成し、この凹部に、フェース部とホーゼル部との連結部の境界線を位置させてなることを特徴とするゴルフクラブ用ヘッド。」



本件考案

**判示事項;**

取消事由1(審決判断1における相違点の認定の誤り)について

甲1図面は、公告に係る特許出願の願書に添付された

図面であるところ、一般に、特許出願や実用新案登録出願の願書に添付される図面は、明細書を補完し、特許(実用新案登録)を受けようとする発明(考案)に係る技術内容を当業者に理解させるための説明図にとどまるものであって、設計図と異なり、当該図面に表示された寸法や角度、曲率などは、必ずしも正確でなくても足り、もとより、当該部分の寸法や角度、曲率などがこれによって特定されるものではないというべきである。

取消事由2(審決判断1における相違点についての判断の誤り)について

甲4の1~甲4の5及び……は、国内外の様々なメーカーが販売する……ゴルフクラブ二十数種類についてそれぞれそのフェース部とホーゼル部との間の凹部にゴルフボールを接着した状態を撮影した写真であり、これらの製品は昭和59年3月1日発行の84年版ゴルフ用品総合カタログ(甲3の1)……に掲載されているから、いずれも本件出願前に市販されていたものと認められる。そして、これらいずれの写真においても、ゴルフボールの外周面と、フェース部とホーゼル部との間の凹部との間に、三日月状の空隙部が形成される様子が示されているから、……本件実用新案登録出願当時「ゴルフクラブ(アイアン)において、フェース部とホーゼル部との間の凹部の曲率を、使用するゴルフボールの外径曲率よりも大曲率とすること」は一般に見られる周知技術であったものと認めるのが相当である。

**所感;**

審決は、相違点1として、「本件考案が、『前記フェース部と前記ホーゼル部のシャフト嵌入部とは反対側の前記ホーゼル部のフェース部側との間に、使用するゴルフボールの外径曲率より大曲率の凹部を形成し、この凹部に、フェース部とホーゼル部との連結部の境界線を位置させてなる』のに対し、甲1考案はゴルフボールの外径曲率より大曲率の凹部を形成した構成を有しない点」を認定し、甲1には、「フェース部とホーゼル部との境界線にゴルフボールが直接当接することを確実に防止する」という課題は提示されておらず、周知例も、「フェース部とホーゼル部とを異なる部材で形成してなるゴルフクラブ用ヘッド」という前提の構成を欠いており、上記課題を



生じないものであるとして、相違点1の容易想到性を排斥したのに対し、判決は、新たに追加された証拠を基に、「使用するゴルフボールの外径曲率より大曲率の凹部を形成」することは、周知技術であると認定し、上記周知技術は、ゴルフクラブ(アイアン)において、一般に見られるものであり、甲1考案におけるフェース部とホーゼル部との間の凹部の曲率について、上記周知技術を採用することにつき、阻害事由も見当たらないから、甲1考案に上記周知技術を採用することは、当業者であれば、格別の動機付けがなくとも適宜試みる程度のものであり、べきであると判示された。

判示されているように、確かに、「この凹部に、フェース部とホーゼル部との連結部の境界線を位置させてなる」構成は、甲1考案も備えており、相違点1に係る本件考案の構成は「使用するゴルフボールの外径曲率より大曲率の凹部を形成した」点だけである。この点が、一般に見られる周知技術であるなら、たとえ、この周知技術が上記課題を解決するためのものでなくても、別の技術的理由から、適宜採用を試みるといえそうであるから、判示は妥当なものと考えられる。審決は、本件考案の課題が、甲1考案および周知技術から導かれないことをもって、進歩性を肯定しているが、別の課題からの相違点1の容易想到性について考察を欠いたことが、審決取消の原因となったものと思われる。  
(なお、原告(審判請求人)は、審判においても、この点は、甲1考案が備えている、また、意匠公報により周知技術である旨を主張していた。)

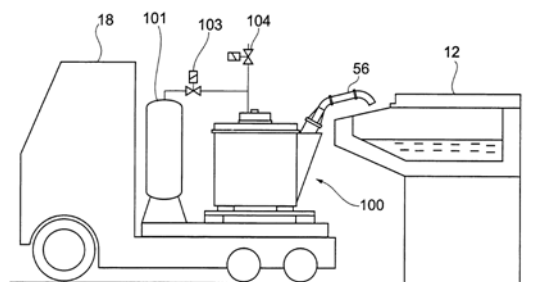
⑨平成18年(行ケ)第10383号(発明の名称; 容器、熔融金属供給方法及び熔融金属供給システム)

—甲1発明が工場内での搬送用であると記載されているが、単に工場内の設備間で搬送することを前提とする構成であることをいうに過ぎず、これをもって公道を介して搬送することを積極的に排除する記載と見ることはできない、とされた事例—

請求項;

「[請求項1] 熔融アルミニウムを収容することができ、内外の圧力差を調節することにより、外部へ熔融アルミニウムを供給することが可能で、運搬車輛により搭載され

て公道を介してユースポイントまで搬送される容器であって、  
フレームと、  
前記フレームの内側に設けられ、かつ、前記容器内の底部付近に開口を有し、当該容器の上方の配管取付部に向かう流路を内在するライニングと、  
前記配管取付部に取付けられ、前記流路に連通する第1の配管とを具備し、  
少なくとも前記流路の内径は、約65mm～約85mmであることを特徴とする容器。」



本件発明1

判示事項;

取消事由1 (相違点の判断の誤り)について

甲1発明、甲4発明は、いずれも熔融金属を収容、搬送、供給する容器に関するものであり、熔融金属を密閉した取鍋に収容し溶湯を湯こぼれ等を生じさせずに安全に運搬することができることを内容とするものであるから、その技術分野や作用、機能において共通すると認められる。

そうすると、取鍋を運搬車両に搭載し公道を運搬するという甲4発明の技術思想を甲1発明に適用することができるというべきであり、甲4発明の取鍋(容器)は、工場内の設備間で搬送するだけでなく、運搬車両に搭載し公道を介して工場間で運搬するための構成を有しているから、当業者は、甲1発明のラドル装置を公道搬送という用途に適用することを試みることによって、本件発明1に係る技術思想には容易に想到できるというべきである。

(被告の主張に対する補足的説明)

甲1発明のラドル装置が搬送系と一体化され、工場内

の所定の区間を水平方向又は垂直方向に移動、昇降するなどの事項があったとしても、これは単に工場内の設備間で搬送することを前提とする構成であることをいうに過ぎず、これをもって公道を介して搬送することを積極的に排除する記載と見ることはできない。

#### 所感：

審決は、甲4発明が、運搬方法、運搬用車輛、取鍋に関する種々の創意工夫が相俟ってはじめて実現されていることを前提として、相違点1（本件発明1に係る容器は、運搬車輛により搭載されて公道を介してユースポイントまで搬送されるのに対して、甲第1号証記載の発明では、チェーン等の吊り下げ部材およびホイスト等の移動昇降装置によってレールに対して移動、昇降可能に保持されることにより搬送される点）について、「そうすると、甲第4号証に、車輛による溶融金属の運搬方法が開示されているとしても、この運搬方法を採用すれば、一概に、どのような取鍋（容器）であっても、公道搬送可能というわけではなく、取鍋（容器）自体も当然に、それに適した構造上の工夫を要するというべきである。ましてや、工場内のみでの使用を前提として構成された容器を、公道搬送可能とするためには、それ相応の構造上の工夫を要することは容易に予測し得るところであり、事実、甲第1号証記載の発明に係るラドル装置を公道搬送に適した構造とするためには、容器本体の底部より下方に位置させている外側管部の管開口部や、気体制御手段等の付属装置をいかに扱うか、容器の密閉をどのように行うか、公道搬送した場合にどのような形態で溶湯の授受を行うかといった新たな課題を克服する必要があることは想像に難くない。してみれば、甲第1号証記載の発明に係るラドル装置を、公道搬送に適した構造に改良するには、そもそもの着想自体もさることながら、甲第4号証に記載された種々の創意工夫のみでは対処し得ず、車輛への固定手段や容器の密閉手段等においてさらなる創作が必要とされることは明らかである。そして、当該創作は、単なる設計的事項の範疇とは言い難いから、結果として、当該改良は当業者が容易に想到し得る程度のことと解することはできない。」と判断したが、判決は、「甲4発明の取鍋（容器）は、工場内の設備間で搬送するだけでなく、運搬車輛に搭載し公道を介して工場間で運搬するための

構成を有しているのであるから、当業者は、甲1発明のラドル装置を公道搬送という用途に適用することを試みることによって、本件発明1に係る技術思想には容易に想到できる」として、審決を取り消した。

審決のいうとおり、甲1発明のラドル装置を公道搬送可能な構造のものとするためには、相応の工夫が必要とされることは明らかであるが、その工夫が容易に想到できないものでないと特許が与えられないことも、また、明らかである。

本件発明においては、「運搬車輛により搭載されて公道を介してユースポイントまで搬送される容器」と規定されているのみであり、容器の搬送のための工夫がいかなるものであるのかについては何ら規定されていない。しかも、甲4発明は、公道搬送のための構造を開示しているのであるから、甲1発明の構造の改良に相応の工夫が必要であるとしても、改良が困難であるとはいえないと考えられる（なお、審決は、甲1発明のラドル装置を搬送用容器に改良する際に、機能上、設計変更が必要となる点を指摘しており、少なくとも、改良の方向が予測可能であることを示している。にもかかわらず、「さらなる創作」が求められるとして、具体的な仕上がり構造を不問にしたまま、進歩性を肯定したのには疑問が残る。）。判示はもっともと思われる。

#### ⑬平成18年（行ケ）第10076号（発明の名称；映像信号受信装置）

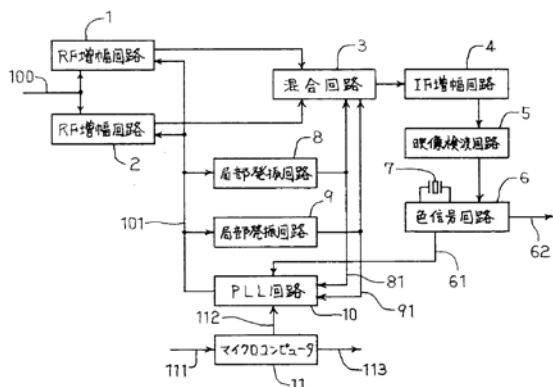
—常套手段を考慮に入れると進歩性を欠くことになる  
判断された事例—

#### 請求項；

「【請求項1】混合回路に局部発振信号を送出する局部発振回路と、前記局部発振信号の出力と第1の基準信号との位相比較を行うことにより、前記局部発振回路の局部発振信号の周波数を受信周波数に対応した周波数に設定するPLL回路とを備えた映像信号受信装置において、前記混合回路から出力される中間周波信号を検波することにより得られた映像信号から、略3.58MHzの第2の基準信号を用いて、色信号を復調する略3.58MHzの色信号回路を備え、前記第2の基準信号を前記第1の基準信号として前記PLL回路に与えたことを特徴とする映像信号受

信装置。

【請求項2】混合回路に局部発振信号を送出する局部発振回路と、前記局部発振信号の出力と第1の基準信号との位相比较を行うことにより、前記局部発振回路の局部発振信号の周波数を受信周波数に対応した周波数に設定するPLL回路と、装置本体の動作を制御するマイクロコンピュータとが設けられた映像信号受信装置において、前記マイクロコンピュータの基準信号となるクロック信号と前記第1の基準信号とを、同一信号源から得ることを特徴とする映像信号受信装置。」



本件発明1

### 判示事項；

取消事由2（本件発明1の新規性・進歩性の判断の誤り）について

一般に、映像信号から、……色復調器の基準信号として、色副搬送波に基づく基準信号を用いることは、常套手段である。甲1のクロック信号Φ1は、NTSC色副搬送波の3倍の周波数であるから、色副搬送波に基づく基準信号を、局部発振器の周波数の設定に用いることが……記載されている。

したがって、甲1での色副搬送波に使用された基準信号……を、色復調器の基準信号（本件発明1の第2の基準信号）として採用することで、中間周波数信号を検波することにより得られた映像信号から色信号を復調するのに用いる略3.58MHzの第2の基準信号を、第1の基準信号としてとしてPLL回路に与えるようにすることは、当業者が容易に想到することである。

取消事由3（本件発明2の新規性・進歩性の判断の誤り）

について

一般に、CPUに供給され、特別な処理と関係しない基準周波数は、CPUの基準信号となるクロック信号として供給されることが常套手段であるから、甲5の「基準発振器48からCPU38に供給される基準周波数」を本件発明2の「マイクロコンピュータの基準信号となるクロック信号」とすることに困難はない。

制御する対象に必要な性能を有するCPUを選定することは、有効なCPUを使用するために当然に行われることであり、……そうすると、専らプログラム可能分割器46の制御を行なっているCPU38を装置本体の動作を制御するものとするのは、当業者が容易に想到し得るものである。

### 所感：

審決が、本件発明1において、「中間周波信号を検波することにより得られた映像信号から色信号を復調するのに用いる略3.58MHzの第2の基準信号を、第1の基準信号としてPLL回路に与えること」は、提出された証拠に記載はなく、想到困難としたのに対し、「一般に、映像信号から、色信号を復調するために用いられる色復調器の基準信号として、色副搬送波に基づく基準信号を用いることは、常套手段であり、甲1等には、「色副搬送波に使用された基準信号を局部発振器の周波数の設定に用いることが記載されている」ことから、想到容易であると、また、審決が、本件発明2において、「マイクロコンピュータの基準信号となるクロック信号と第1の基準信号とを、同一信号源から得ること」は、提出された証拠に記載はなく、想到困難としたのに対し、「一般に、CPUに供給され、特別な処理と関連しない基準周波数は、CPUの基準信号となるクロック信号として供給されることが常套手段であるから、甲5の「基準発振器48からCPU38に供給される基準周波数」を、本件発明2の「マイクロコンピュータの基準信号となるクロック信号」とすることに困難はない」と、判示された。

訴訟段階において、技術水準を示すために提出された甲13に、「2分周フリップフロップ18は分周器16からの出力信号の周波数を半分に分周する。この結果、VC011により生成された原高周波局部発振器信号は、周波数/位相比较器22へ入力される前に、プリスケラ14、分周

器16およびフリップフロップ18により分周される。分周器16の各サイクルに続き、モジュロ7カウンタ163はフリップフロップ手段18を介してパルスを比較器22へ送る。このパルスに加え、比較器22は水晶発振器および適切な周波数分周器により供給される1.984KHz基準信号を受信する。この基準信号はまた、カラーテレビジョン信号に既に存在する3.58MHzの色副搬送波を分周することにより導入されても良い。」と記載されていたことなど、また、甲19に、PLLの基準周波数信号源である基準水晶発振器30が、クロック信号を中央処理装置74に与えることが記載されていたことなどから、本件発明1、本件発明2（いずれも、信号の共用）は、一般的な技術水準を参酌すると、審判の証拠に示唆ないし記載されていると判示された。

審判段階において提出されなかった証拠が決め手になったとはいえ、これらの証拠は、技術水準を立証するために提出されたものである。審判において、口頭審理はされなかったようであるが、口頭審理の場において、各証拠の記載内容について両当事者に確認するなり、合議体の見解を示して両当事者の意見を求めたりしておけば、技術水準についても議論になったかも知れない。

## (2) 意匠

意匠の敗訴は、以下の事例1件のみである。

### ①平成19年（行ケ）第10078号（物品の名称；貝吊り下げ具）

一個々の構成態様がありふれていても、全体として「特有のまとまり感」があるから、創作容易ではないと判断された事例一

#### 判示事項；

取消事由1（創作容易性の判断の誤り）について

本願意匠のうち個々の構成態様が、ありふれているものであっても、本願意匠は、2本の連結紐をロープ止め突起近くに配設し、その結果それぞれの連結紐とロープ止め突起との間にほぼ三角形に空間を形成すると共に、2本の連結紐の間隔を広くして2本の連結紐と上下のピン間にロープを配置できる広さを有する横長長方形空間

を形成したものであって、その全体の印象として、特有のまとまり感のある、本願意匠の特徴を選択することは、当業者が容易に創作し得たとはいえない。

#### 所感；

本願意匠は、「貝の養殖に使用する貝吊り下げ具」の部分意匠に係るものであり、意匠登録を受けようとする部分の形態は、「ピンの左右両端寄りから斜め上側で左右対称状に向かい合う一対の小突起をロープ止め突起として、その間の背面に左右対称状に2本の連結紐を一体形成したものを上下等間隔に多数連結した態様のもの」である。

審決は、「貝の養殖に使用するピンに斜め上側で左右対称状に向かい合う一対のロープ止め突起を形成した態様のものは、例を挙げるまでもなく多数知られ、ピンをロープ止め突起相互の間の連結紐と一体状に形成して上下等間隔に多数連結することは例示意匠1の意匠等が公然知られている。そして、ピンを2本一対の細長い連結紐により上下等間隔に多数連結した態様は例示意匠2の各意匠のほかにも多数知られるから、例示意匠1の連結線を単に例示意匠2のように2本一対のものに置き換えて表すことは容易に想到できる」と判断したが、判決では、個々の構成態様が、ありふれていても、本願意匠は、その全体の印象として、特有のまとまり感のあることから、創作容易とはいえない旨、判示された。

判決は、「2本の連結紐の間隔を広くして2本の連結紐と上下のピン間にロープを配置できる広さを有する横長長方形空間を形成した」という技術的効果を、「特有のまとまり感」としてとらえてこれを評価したのと考えられるが、2本の連結紐は、ピンをロープに差し込むにあたって切断されるものであり、一対のロープ止め突起間にロープが配置されることは明らかであるものの、切断された2本の連結紐の間にロープが配置されるかどうかは、ピンをロープに差し込んでみないとわからない。そのため、判決が、「横長長方形空間」を「特有のまとまり感」として評価した理由はよくわからず、審決がいうように、本願意匠における、「2本一対の細長い連結紐」の配置は、従来の「ピンを2本一対の細長い連結紐により上下等間隔に多数連結した態様」の範疇に属すると考えるのが妥当であるとも思えてくる。

### 3. 勝訴事例

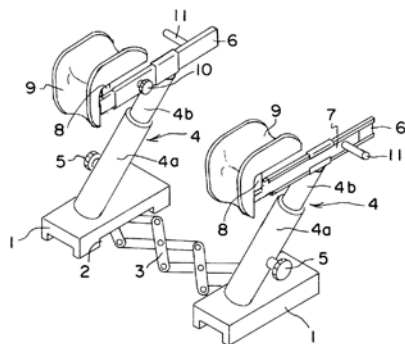
以下に、参考となりそうな、勝訴事例<sup>2)</sup>について、判示事項等を紹介する。いずれも、相違点の判断の誤りが争点となった事例である。主として、事例①、③、⑤、⑦については、周知技術、出願当時の技術水準を参酌して、構成の想到容易性を論理づけており、また、事例⑦については、顕著な作用効果が認められないとして、容易想到性を論理づけている。更に、事例⑤では、発明の目的が相違しているにもかかわらず、当業者が常に考慮すべき技術課題に基づけば、当業者であれば通常試みる程度のことである旨判示し、異なる技術課題に基づいて容易想到性を論理づけている。

#### (1) 特実

##### ①平成18年(行ケ)第10443号(発明の名称; おしめ替え補助具)

###### 請求項;

「【請求項1】仰向けに寝た人間のおしめを交換するために持ち上げた片足を保持するためのものであって、下面に水平方向へ展開収納可能に補助基盤を取り付けた基盤と、この基盤上に立設した第1支柱と、この第1支柱に対し伸縮可能に取り付けた第2支柱と、この第2支柱を適宜位置で前記第1支柱へ固定させる第1のロック手段と、前記第2の支柱の上端に傾動可能に取り付けた片足の脚部を載せるための脚掛部と、この脚掛部を前記第2支柱へ適宜傾斜角度で固定させる第2のロック手段とで構成したことを特徴とする、おしめ替え補助具。」



本願補正発明

###### 判示事項;

###### 1. 一致点の認定誤りについて

本願補正発明も引用発明もおしめ替え補助具を一对で使用するものであり、一对のうち的一方を取ってみれば、いずれも片足を保持するためのものであるから、本願補正発明が片足用のおしめ替え補助具であるのに対し、引用発明は両足用のおしめ替え補助具であることを前提としての原告の主張は、前提自体が失当である。

###### 2. 相違点1についての判断の誤りについて

技術分野の別を問わず、転倒防止ないし安定化のために適用できる周知慣用の技術手段は、必要に応じ、適宜採用し得る程度のものであることは明らかであるから、原告の主張は採用できない。

###### 3. 相違点2についての判断の誤りについて

引用発明の認定においては、「水平アームを介して」と正しく認定しているのに、相違点2の認定において、これを省略したのは不正確であり、審決の認定に誤りがあるが、相違点2は、脚掛部の構造として周知のものを採用したにすぎないから、「水平アームを介して」の有無によって判断が左右されるものではなく、審決の判断に誤りはない。

###### 4. 顕著な作用効果の看過について

本願補正発明が、片足用のおしめ替え補助具であることを前提とすること自体失当であり、相違点1、2に係る構成によって格別の作用効果は認め難いから、原告の主張は採用できない。

##### ②平成19年(行ケ)第10003号(発明の名称; 電子ショッピングシステム)

###### 請求項;

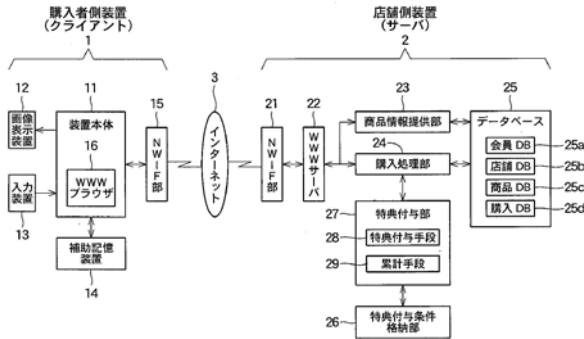
「サーバが店舗における売上額を累計する売上額累計手段と、

特典を発生させる条件及び割引である特典の内容を格納する特典付与条件格納部と、

サーバが前記売上額の累計額が前記特典付与条件格納部に格納されている予め設定した特典を発生させる条件

を満足したときの購入者に対して前記割引である特典の内容を付与する特典付与手段と

を備えることを特徴とする電子ショッピングシステム。】



本願発明

**判示事項；**

1. 本願発明と引用例2に記載された事項との対比の誤りについて

本願発明の「予め設定した条件を満足する」について、どの特許請求の範囲全体を考慮しても、引用例2に記載された事項とは、売上金額を累計し、その累計金額が一定の条件を満たした場合に所定の処理を行う点で共通するといえるのであって、そのような意味で、引用例2に記載された事項の「売上合計額が目標に達する」は本願発明の「予め設定した条件を満足する」に相当することができる。したがって、審決の上記認定に誤りがあるということとはできない。

2. 相違点3についての判断の誤りについて

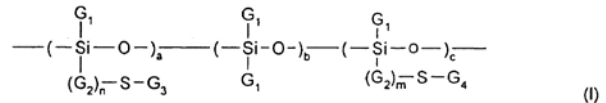
引用例2には、売上金額を累計し、その累計額が一定の条件を満たした場合に所定の処理を行うことが記載されており、本願発明の「サーバ」も、売上金額を累計するものであるから、商品販売データを処理する点において引用例2に記載されている装置と同じである。そうすると、「処理装置が売上金額を累計し、売上金額の累計額が購入条件テーブルに格納されている予め設定ボーナスポイントを発行する条件を満足したときには、処理装置が購入者に対してボーナスポイントを発行する点数管理システム」を、当業者が容易に想到することができるとい

うべきである。したがって、相違点3に係る本願発明の構成については、引用例1と引用例2から容易に想到することができる。

**③平成18年(行ケ)第10294号(発明の名称；少なくとも1つのアニオンポリマーと非シリコン有機モノマーがグラフトしたポリシロキサン骨格を有する少なくとも1つのグラフトシリコンポリマーを含有するセラチン物質のトリートメント用組成物)**

**請求項；**

【請求項1】化粧品的に許容可能な媒体に、非シリコン有機モノマーがグラフトしたポリシロキサン骨格を有する、少なくとも1のグラフトシリコンポリマーと、少なくとも1のアニオンポリマーとを、0.25～15のアニオンポリマー／グラフトシリコンポリマーの重量比で含有せしめてなり、前記グラフトシリコンポリマーが、次の式(I)



{式(I)中、基G<sub>1</sub>は、同一でも異なっていてもよく、水素またはC<sub>1</sub>～C<sub>10</sub>のアルキル基、もしくはフェニル基を表し；基G<sub>2</sub>は、同一でも異なっていてもよく、C<sub>1</sub>～C<sub>10</sub>のアルキレン基を表し；G<sub>3</sub>は、不飽和エチレンを有する少なくとも1のカルボン酸型モノマーの(単独)重合により得られたポリマー基を表し；G<sub>4</sub>は、イソブチル又はメチル(メタ)アクリル酸型の少なくとも1のモノマーの(単独)重合により得られたポリマー基を表し；mおよびnは、0または1であり；aは0～50の整数であり；bは10～350の整数であり；cは0～50の整数であり、ここでaおよびcの一方が0とはならない}

の単位をその構造体中に含有するシリコンポリマーから選択され、及び前記少なくとも1のアニオンポリマーが、

- A) アクリル酸／アクリル酸エチル／N-tert-ブチルアクリルアミドのターポリマー；
- B) アクリル酸エチルとメタクリル酸とのコポリマー；

- C) クロトン酸から誘導されたコポリマー；  
 D) メチルビニルエーテル／モノエステル化無水マレイン酸のコポリマー；  
 及び  
 E) ポリアクリルアミドエチルプロパンスルホン酸から選択されることを特徴とする、  
 毛髪の柔らかさを改善するための化粧品用組成物。

#### 判示事項；

##### 1. 相違点についての容易想到性の判断の誤りについて

刊行物1には、グラフト型共重合体に、アニオン性の公知のセット用ポリマーを適宜併用使用できることが記載されているのであるから、刊行物1発明に記載されたグラフトシリコンポリマーに、アニオンポリマーを組み合わせることを容易に想到することができたといえることができる。また、本件優先日当時の技術水準からすると、毛髪化粧料への配合ポリマーとして用いられるアニオンポリマーとして、アニオンポリマー A～E の存在は技術常識であったといえるから、刊行物1発明のグラフトシリコンポリマーに、アニオンポリマー A～E に該当するアニオンポリマーを選択して、併用することを容易に想到することができたと認められる。

なお、特許拒絶査定不服審判に対する審決取消訴訟において、特許出願に係る発明の進歩性の有無を判断する前提として、審判手続に現れていなかった資料に基づき、出願時における技術水準ないし技術常識を認定することは、許されるところであり（最高裁昭和55年1月24日第一小法廷判決・民集34巻1号80頁）、特許法50条の趣旨に反するものでもない。

#### ④平成18年（行ケ）第10357号（発明の名称；ペルフルオロアルキルビニルエーテルで改質したフッ化ビニリデンを基剤とするフルオロエラストマー性コポリマー）

#### 請求項；

〔請求項1〕重量で

フッ化ビニリデン (VDF)	48～65%
ヘキサフルオロプロペン (HFP)	21～36%
ペルフルオロアルキルビニルエーテル (PAVE)	3～9%

テトラフルオロエチレン (TFE) 0～17%  
 を含んで成り、HFP+PAVEの最小値が27%であることを特徴とする、Oーリングおよび一般製品の製造に好適な架橋されたフルオロエラストマー性コポリマー。]

#### 判示事項；

##### 1. 引用発明の認定の誤りについて

引用発明は、(a) 2から50モルパーセントの過フッ化アルキル過フッ化ビニルエーテル、(b) 10から85モルパーセントのフッ化ビニリデン、(c) 3から80モルパーセントのヘキサフルオロプロペンを含んでなる共重合体であって、Oーリングおよび一般製品の製造に好適なものであり、架橋されたエラストマー性の共重合体であることを内容とする発明であることが認められる。

##### 2. 本願発明と引用発明との相違点の看過について

引用文献3中には物質の構成のみならずOーリングやエラストマーについても記載されているから、たとえ引用発明と本願発明における各成分の割合の範囲に広狭があるとしても、極めて抽象的な構成のみが記載されていて技術思想の開示があるとするに足りないような場合とは異なるというべきであって、後記の説示に照らしても、上記の点をもって本願発明と引用発明との実質的な相違点であるとするにはできない。

##### 3. 相違点についての判断の誤りについて

そもそも本願発明は、本願明細書(甲3～5)の記載においてすら、その効果が格別顕著なものであることまでの裏付けがなされていないのであり、さらに、原告の上記主張を前提としても、引用発明においても低温での屈曲性、高温での安定性、溶媒による浸食に対する抵抗力等のうち「ひとつあるいはそれ以上」が顕著であるというのであるから、本願発明の効果がこれと比較して顕著であるということもできない。

#### ⑤平成18年（行ケ）第10453号（発明の名称；鉛を含まないはんた）

#### 請求項；

〔21.鉛を含まないはんたは、重量%で、3.5ないし7.7重

量%の範囲のAg、1.0ないし4.0重量%の範囲のCu、0.5重量%を超えない範囲でFeとCoとの少なくとも1種の添加元素又は合計が1.0重量%を超えない範囲で前記FeとCoとの双方の添加元素、並びに、残部の重量%がSnからなることを特徴とする鉛を含まないはんだ。」

「22.鉛を含まないはんだは、重量%で、3.0ないし4.0重量%の範囲のAg、0.5ないし4.0重量%の範囲のCu、0.5重量%を超えない範囲でFeとCoとの少なくとも1種の添加元素又は合計が1.0重量%を超えない範囲で前記FeとCoとの双方の添加元素、並びに、残部の重量%がSnからなることを特徴とする鉛を含まないはんだ。」

#### 判示事項；

##### 1. 相違点についての判断の誤りについて

「刊行物4～6が、本件……優先権主張日……のおおむね2年半～6年半前の……公報であることを考慮すれば、……機械的強度を改善するためにCu等を添加し、さらに、Fe、Co等のうち1種以上を0.05～1重量%の範囲で添加して機械的強度の向上等を図ることは、周知の技術事項であったと認めることができる……。

しかるところ、刊行物2発明も、……Cuを添加することにより機械的強度を改善した無鉛はんだであることは上記(2)のとおりである。そして、機械的強度の向上は、はんだの技術分野において、当業者が常に考慮すべき技術課題であることは明らかであるから、機械的強度の向上を期して、刊行物2発明に、上記周知技術を適用し、Fe、Coのうち少なくとも1種を、0.05～1重量%の範囲で添加することは、当業者であれば通常試みる程度のことといわざるを得ない。

周知例である刊行物4～6に記載されたFe、Coの添加の目的が、本願発明21と異なっていたとしても、当該周知例に基づく周知技術を刊行物2発明に適用する妨げとはならないし、また、適用の結果が本願発明21と同一の構成となる以上、本願発明21と本質的に相違する発明であるとすることはできない。」

「原告は、刊行物4～6が、[Fe、Co]等を添加する目的は、「濡れ性の向上やはんだの機械的強度の向上をはかる」ためであって、「添加元素[Fe、Co]の添加によって金属間界面層を改良」するという本願発明の技術思想を開示するも

のではないから、刊行物4～6に開示された「はんだ」と本願発明とは、本質的に相違するものであると主張する。

しかしながら、刊行物4～6に、Fe、Coの添加によって金属間界面層を改良することが記載されていないとしても、刊行物4～6に基づいて認定し得る上記周知技術を、刊行物2発明に適用することが容易であることは、上記(4)のとおりであり、その適用の結果、本願発明21の相違点に係る構成となし得るのであるから、この刊行物2発明に上記周知技術を適用したのものにおいては、「金属間界面層」に関する性質や挙動も本願発明21と同じものとなることは明らかである。周知例である刊行物4～6に記載されたFe、Coの添加の目的が、本願発明21と異なっていたとしても、当該周知例に基づく周知技術を刊行物2発明に適用する妨げとはならないし、また、適用の結果が本願発明21と同一の構成となる以上、本願発明21と本質的に相違する発明であるとすることはできない。」

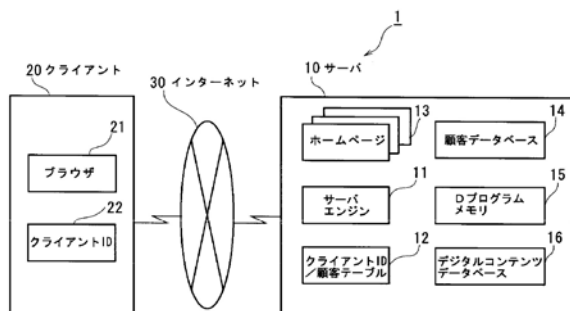
#### ⑥平成18年(行ケ)第10315号(発明の名称；デジタルコンテンツの配信方法およびデジタルコンテンツの配信システム)

##### 請求項；

「【請求項1】ネットワークを利用して、売り手側のサーバから買い手側のクライアントに、書籍を含む商品・サービスの内容をデジタルデータに変換したデジタルコンテンツを配信する方法であって、前記クライアントが、前記サーバに用意された複数の前記商品・サービスのアイテムを表示し、この表示された中から任意のアイテムを選択して当該サーバに要求することを買い手に促し、前記クライアントからの前記要求に基づいて、前記サーバが、時限消滅プログラムを呼び出し、前記選択されたアイテムに相当する商品・サービスの内容をデジタルデータに変換したデジタルコンテンツを当該時限消滅プログラムに読み込んで当該時限消滅プログラムによってのみ処理可能に組み込むとともに、当該時限消滅プログラムが計時動作を開始し、前記デジタルコンテンツを組み込んだ前記時限消滅プログラムを、前記サーバから前記クライアントにダウンロードすることで配信し、前記配信後前記時限消滅プログラムにあらかじめ設定された所定時間が経過すると、当該時限消滅プログラムの起動また



は動作ステップを契機として、当該時限消滅プログラムが消滅確認用のデータを前記サーバへ送って自動的に消滅するとともに、当該時限消滅プログラムに組み込まれた前記デジタルコンテンツも自動的に消滅する、ことを特徴とするデジタルコンテンツの配信方法。」



本願発明

**判示事項；**

1. 一致点の認定の誤り、相違点3の認定の誤りについて  
 審決が「デジタルコンテンツをあるプログラムによらなければ処理が不可能になるように該プログラムと一体とする」点で一致すると認定した点、及び「引用例1発明は、デジタルコンテンツが起動／終了プログラムによらなければ処理できない」との構成を有すると認定した点は、措辞不適切であったといえる。しかし、審決は、相違点3において、本願発明の特徴的な構成について、「サーバが、時限消滅プログラムを呼び出し、デジタルコンテンツを当該時限消滅プログラムに読み込んで当該時限消滅プログラムによってのみ処理可能に組み込むとともに、当該時限消滅プログラムが計時動作を開始し、配信後前記時限消滅プログラムにあらかじめ設定された所定時間が経過すると、……、当該時限消滅プログラムに組み込まれた前記デジタルコンテンツも自動的に消滅する」構成を有するものであると認定し、引用例1発明については、「本願発明のようなものではない」として、相違点を摘示している。そして、審決は、原告の主張する相違点をも前提に、容易想到性があるか否かを判断しているので、結局、審決における一致点の認定及び相違点の認定の誤りは、審決の結論に影響を及ぼさない。

2. 相違点3の容易想到性判断の誤りについて  
 相違点3に係る本願発明の構成は、引用例1に引用例2

及び引用例3を適用して、容易に想到し得たといえるから、これと同旨の審決の判断に誤りはない。

**⑦平成18年（行ケ）第10291号（発明の名称；グラフトシリコーンポリマーおよびアミノシリコーンおよび／またはシリコーンガムまたは樹脂を含有する局所用組成物）**

**請求項；**

【請求項1】化粧品または皮膚科学的に許容可能な媒体中に、(a)非シリコーン有機モノマーでグラフト化したポリシロキサン骨格を有する少なくとも1つのグラフトシリコーンポリマーであって、(i)少なくとも1つのエチレン性不飽和基を有する非シリコーンアニオン有機モノマーおよび／またはエチレン性不飽和基を有する非シリコーン疎水性有機モノマーと、(ii)その鎖の内部に、該非シリコーンモノマーの該エチレン性不飽和基と反応しうる、少なくとも1つ、場合によっては複数の官能基を有するポリシロキサンとの、ラジカル共重合により得られたシリコーンポリマーと、(b)少なくとも1つの第4級化されたもしくは第4級化されていないアミン官能基を有するシリコーン、シリコーン樹脂、およびシリコーンガムから選択される少なくとも1つのシリコーンとを含有する、ケラチン物質をトリートメントすることを意図した化粧品用または皮膚病用組成物。

**判示事項；**

1. 容易想到性の判断の誤りについて  
 刊行物1には、ヘアケア製品において、(a)成分に対し、ヘアケア製品に慣用的に使用されているポリシロキサンポリマーを組み合わせることができることが記載されている。そして、(b)成分の「アミノ変性シリコーン」、「シリコーン樹脂」及び「シリコーンガム」は、ポリシロキサンポリマーに該当するのであるから、ヘアケア製品に(b)成分に相当する成分を使用することができることが技術常識であったといえることを考慮すると、本件優先日当時、刊行物1に記載された、(a)成分と組み合わせ使用することができることとされたヘアケア製品に慣用的に使用されているポリシロキサンポリマーとして、(b)成分である、「アミノ変性シリ

コーン]、「シリコンガム」又は「シリコン樹脂」に相当する成分を使用することは、当業者が容易に想到することができたものと認められる。

2. 顕著な効果の看過について

実験で示された効果の性質や比較対照の組成物の数に照らし、比較実験1と比較実験2の結果を併せ考慮しても、本願発明について、当業者の予測を超える顕著な効果を奏するものと認めるには足りないものである。

⑧平成18年(行ケ)第10095号(発明の名称;フレキシ印刷用嵩上げ部材及び感光性刷版巻装方法)

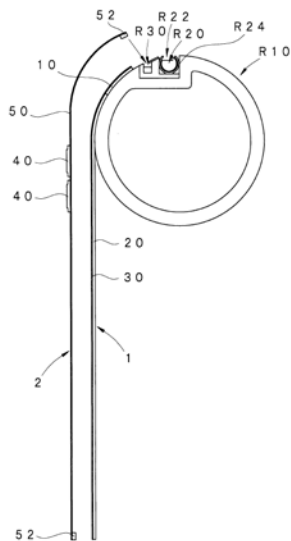
請求項;

「フレキシ印刷において、感光性刷版と、該感光性刷版を固着するためのフィルム部材と、フレキシ印刷用の印刷シリンダに係止するための部材とを有する印刷シートの嵩上げ部材として用いるフレキシ印刷用嵩上げ部材であって、

該印刷シリンダの外周面に磁力により着脱自在な磁石部と、

シート状を呈するクッション部と、を有し、

該磁石部と該クッション部とが隣接して並設されていることを特徴とするフレキシ印刷用嵩上げ部材。」



本件発明 1

判示事項;

1. 本件発明1に関する判断に係る一致点の認定の誤りについて

甲1刊行物の記載によれば、R / bak (引用発明1)は、刷版とともに用いられるが、刷版がR / bakの一部を成すものではなく、これとは別部材とされていることが明らかである。そうすると、決定の上記引用発明1の認定中、引用発明1が刷版を含むものであるかのように認定している部分は誤りであるというべきであるが、そうであれば、結局、引用発明1における「フレキシ印刷用圧力減少材及び衝撃吸収材」が、バックング材に相当するとの決定の認定には、結果的に、原告主張の誤りはない。

2. 本件発明1に関する判断に係る相違点2、3についての判断の誤りについて

甲17刊行物[3]の態様においては、磁性材料を付ける対象が「ゴム版」ではなく、「貼込み材」とされているから、上記キャリアシートのようにゴム版を貼り込んだ部材を「貼込み材」として、その「固定側の端」に柔軟性をもったゴム状永久磁石材料を付け、シリンダに取り付ける方法(……)が開示されているものと認めることができる(……)。そして……「固定側の端」が当該シリンダ側の面の端部を意味することも明らかである。したがって、上記[3]の記載が不明確であるとか、上記記載は、貼込み材のゴム版とは反対側の面全体に磁性部材が設けられることをいうとする原告の主張は失当であって、採用することができない。

決定の相違点3についての判断は、相違点2についての判断により、引用発明1の取付部材(リード、トレーラー)が磁石部によって置換されたことを前提とするものであり、原告の主張は、前提を誤るものであって、採用することができない。

(2)意匠

①平成19年(行ケ)第10036号(物品の名称;三段熨斗付き紐丸冠瓦)

(共通点)

(A) 上部を略半円筒状の「丸瓦部」とし、その両側の下辺

端部からそれぞれ下方に向けて複数の段部を有するやや未広がり状の「熨斗(のし)部」を一体的に形成し、丸瓦部の正面側端部に「紐丸部」を、背面側に「差し込み片」を設け、全体を正面視左右対称状とした点、

(B) 紐丸部について、断面略半円凸弧状で丸瓦部の上面に沿って突出させ、かつ、正面側へ約半分突出して設けた点、

(C) 熨斗部について、ほぼ同じ高さの段部を三段設け、最上段の上面幅を中段及び下段より幅広とした点

(差異点)

(ア) 丸瓦部の高さと熨斗部の高さの構成比について、本願意匠は、丸瓦部の高さが熨斗部の高さよりやや小さいのに対して、引用意匠は、丸瓦部の高さが熨斗部の高さよりやや大きい点、

(イ) 紐丸部の左右下端部の態様について、本願意匠は、熨斗部の最上段部まで延設しているのに対して、引用意匠は、丸瓦部の下端部とほぼ同じ位置まで設け、熨斗部まで延設していない点、

(ウ) 背面側の差し込み片の態様について、本願意匠は、丸瓦部及び熨斗部の内側辺部に沿って形成し、熨斗部側に一段の段部を設けているのに対して、引用意匠は、丸瓦部の内側上部と熨斗部の両内側下部に設けている点、

(エ) 熨斗部の背面側端部近傍に、本願意匠は、一本の細溝を設けているのに対して、引用意匠は、そのような細溝を設けていない点。

#### 判示事項；

##### 1. 差異点(イ)についての判断の誤りについて

差異点(イ)に係る差異は、紐丸部の左右下端部のわずかな部分を占めるにすぎず、(したがって、本願意匠から全体から見れば、極めてわずかな部分に関する差異である。)、形態的な面から見ても、共通点(B)に係る、丸瓦部の上面に沿って突出させ、かつ、正面側へ約半分突出して設けた形状などと比べると、看者の注意を惹き難いものであるといわざるを得ない。

##### 2. 差異点(ウ)についての判断の誤りについて

差異点(ウ)に係る差異は、本願意匠と引用意匠の「差し込み片」自体の形状の差異という観点から見れば、相

当程度に大きいものといえることができる。しかしながら、本願意匠にせよ、引用意匠にせよ「差し込み片」が意匠全体のうちで占める割合は小さく、そうすると、差異点(ウ)に係る差異は、意匠の全体的観察という観点からは、さほど大きいものとはいえない。また、「差し込み片」は、葺設後、すなわち、意匠に係る物品をいったん使用に供した後は、外観視することができなくなるのであるから、看者の注意は及び難く、したがって、「差し込み片」に係る視覚的効果が、意匠全体に及ぼす影響も乏しいものといわざるを得ない。

## 4. 雑談

引用発明の認定について、審査基準には、次のように示されている。

「『刊行物に記載された発明』は、『刊行物に記載されている事項』から認定する。記載事項の解釈にあたっては、技術常識を参酌することができ、本願出願時における技術常識を参酌することにより当業者が当該刊行物に記載されている事項から導き出せる事項(『刊行物に記載されているに等しい事項』という。)も、刊行物に記載された発明の認定の基礎とすることができる。すなわち、『刊行物に記載された発明』とは、刊行物に記載されている事項及び記載されているに等しい事項から当業者が把握できる発明をいう。」

それでは、引用例に記載されている事項及び記載されているに等しい事項のうち、いずれの事項を、引用発明の認定の基礎として抽出すればよいのであろうか。これについて、判決(平成18年(行ケ)第10094号(平成19年7月30日判決言渡))は、以下のとおり、判示して、「特許出願に係る発明との対比に必要な範囲で、その特徴的な要素を抽出」すればよいこと、すなわち、本願発明の発明特定事項に合わせて(本願発明の一般化、抽象化のレベルに応じて)、引用例の記載事項を抽出することは許される旨を説いている。(この考え方は、裁判所において、すでに、確立しているものと思われる<sup>3)</sup>が、審判請求人サイドからは、しばしば、上記認定手法は、引用例の記載事項を離れて、引用発明を一般化、抽象化して認定するものであって許されない、という主張が展開されることとなる。なお、引用例の記載事項から、より多くの記

載事項を抽出して、より具体的な発明特定事項から構成されるように引用発明を認定したとしても、本願発明の発明特定事項が、一般化、抽象化されたものであるなら、一致点の認定には影響を及ぼさず、相違点の看過はないものとなる。)

「特許出願に係る発明について進歩性等の特許要件を判断するに当たり、特定の公知技術と対比するに際して、当該公知技術の内容は、特許出願に係る発明との対比に必要な範囲で特定すれば足りるというべきである。すなわち、特許出願に係る発明は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて特定されるところ、特許請求の範囲は、通常、ある程度抽象的な文言により記載され、抽象化された技術内容として特定されるのに対して、公知技術が記載された文献等は様々であって、具体的な態様のみが記載されているものも存在する。このような場合に、公知技術について、特許出願に係る発明との対比に必要な範囲で、その特徴的な要素を抽出して技術内容を特定、把握することは許されるというべきである。このことは、特許出願に係る発明と公知技術との同一性を判断する場合を想定すれば明らかであるが、進歩性の有無を判断する場合においても妥当するということができる。

本件についてこれをみると、本願発明は「分子内に2つ以上のエピスルフィド基を有する化合物と10ppmから0.01ppmの範囲の染料からなるブルーイング剤を含有する重合性組成物を注型重合することを特徴とするエピスルフィド系レンズの製造方法」であって、紫外線吸収剤及び触媒の配合量、並びに、紫外線吸収剤と触媒との量的関係を、その構成要件として特定するものではない。そうすると、刊行物1に、紫外線吸収剤及び触媒の配合量、並びに紫外線吸収剤と触媒との量的関係が記載されており、それが刊行物1発明の特徴的部分であるとしても、本願発明との対比に当たっては、紫外線吸収剤及び触媒の配合量、並びに紫外線吸収剤と触媒との量的関係は、一致点・相違点の判断に、およそ影響を及ぼすことはないのであるから、本件において、審決が、刊行物1発明を認定するに当たり、紫外線吸収剤及び触媒の配合量、並びに紫外線吸収剤と触媒との量的関係を要素に加えて限定しなかったことに誤りはない。」

敗訴事例②は、上記確立された引用発明の認定手法に

反するとされたものである。

もちろん、本願発明の発明特定事項に合わせて、安易に、引用例の記載事項を抽出すると、引用発明の認定の誤りにつながることがある。引用発明として認定できるのは、引用例に記載された、「ひとまとまりの技術的思想」、「一つの独立した技術的思想」を有する発明であり、引用例の記載事項を断片的に抜き出したのでは引用例に記載された技術的思想ではないと判断されるおそれがある。

敗訴事例⑦は、引用例の一部の記載事項を抽出して、引用発明を認定したものであるが、一部の記載事項だけからでは、審決が認定したような、独立した技術的思想を認定できないとされる事例に該当するものと解される。(平成18年(行ケ)第10138号も同様に判示している。)

引用発明の認定の誤りは、審決取消訴訟で、審決の取消事由として主張されることが多い。本願発明の内容に応じて、引用例の記載事項を抽出することは許されるものの、抽出した記載事項から、独立した技術的思想が認定できるかどうかを確認しておくことが、引用発明の正しい認定に結びつくことになると考える。なお、一致点、相違点の認定をしている、相違点の判断において相違点を備えていることを説示しているといった理由で、引用例の記載事項を摘記するだけに止め、引用発明について発明特定事項を明示しない審決がときたま見られるが、一致点、相違点の認定、相違点の判断における論理展開の正確さを期するために、引用発明の発明特定事項を明示しておくことが望まれる。

---

## 5. おわりに

---

以上、平成19年度第1四半期における主な判決を紹介した。ここ数年、特実のY審決(無効不成立審決)取消率は減少傾向を示していたが、当期における取消率は、期当たり取消率として、数年来、例をみないほどの値に急増した。取消事由としては、進歩性判断の誤り(副引用発明認定の誤り、想到困難とした判断の誤り)が多くを占めており、結果として、審決の認定、判断が甘かったということになる。

Y審決がZ審決に比べて取消率が高い要因としては、①Y審決においては、請求人が主張する無効理由全てに

理由がないことを記載しなければならず、取消訴訟において、その一つにでも結論に影響する誤りがあれば、取り消されてしまう、②無効審判の審決取消訴訟は、基本的に審判請求人と特許権者との間で争われる為、審決をなした合議体の意図とは異なった訴訟展開となる場合がある、③審決取消訴訟において、新たに周知技術・技術水準の主張がなされ、これを示す証拠が提出されて、周知技術・技術水準を加味した判断がなされた結果、審決が取消される場合がある、④特許権者は、すでに自己の有利な審決を得ており、仮に敗訴して審決が取り消されても、その後訂正等により対応可能である等の事情から、被告である特許権者の反論が必ずしも万全でない場合がある等が挙げられるが、当期における敗訴事例をみても、敗訴原因が、必ずしも、上記要因にあるというわけではない。

無効審判請求人の主張（論理づけ）が、Y審決によって否定されたとしても、審決取消訴訟において、原告（無効審判請求人）が、別の論理づけを展開することも考えられる（審判において提示した引用文献、また、周知技術・技術水準に基づくのであれば、別の論理づけを展開することは許される。）。とするなら、無効審判の審理にまず求められるのは、引用文献から抽出される発明の正確かつ客観的な認定、周知技術・技術水準の正しい理解であることは論を待たない。これまで何度も繰り返して記載しているが、裁判所は、以前に増して、本願明細書、引用例の記載を丹念に読み込み、丁寧、詳細な検討を行うようになってきている。一旦、特許になっている、審判において、主張しなかった論理づけであるといった弁解は通用しないことを肝に銘じるべきである。

#### 1) 敗訴事例(全件)

##### 【特許】

- ①平成18年(行ケ)第10404号(発明の名称;ワイヤレス車両制御システム)
- ②平成18年(行ケ)第10499号(発明の名称;無線ドアロック制御装置)
- ③平成18年(行ケ)第10435号(発明の名称;粘着テープロール)
- ④平成18年(行ケ)第10281号(発明の名称;取引可否通知方法、取引可否通知システム、及び中央装置)
- ⑤平成18年(行ケ)第10444号(発明の名称;半導体レーザ、および半導体レーザの製造方法)
- ⑥平成18年(行ケ)第10355号(発明の名称;タクシーメータにおける料金、タリフ並びにタリフ設定画面表示装置)
- ⑦平成18年(行ケ)第10484号(発明の名称;吊戸のガイド装置)

- ⑧平成18年(行ケ)第10342号(発明の名称;ゴルフクラブ用ヘッド)
- ⑨平成18年(行ケ)第10383号(発明の名称;容器、溶融金属供給方法及び溶融金属供給システム)
- ⑩平成18年(行ケ)第10260号(発明の名称;異物検出装置)
- ⑪平成18年(行ケ)第10428号(考案の名称;一体成形によるブラジャーの構造)
- ⑫平成19年(行ケ)第10019号(発明の名称;歯車の製造方法)
- ⑬平成18年(行ケ)第10076号(発明の名称;映像信号受信装置)

##### 【意匠】

- ①平成19年(行ケ)第10078号(物品の名称;貝吊り下げ具)

#### 2) 勝訴事例(抜粋)

##### 【特実】

- ①平成18年(行ケ)第10443号(発明の名称;おしめ替え補助具)
- ②平成19年(行ケ)第10003号(発明の名称;電子ショッピングシステム)
- ③平成18年(行ケ)第10294号(発明の名称;少なくとも1つのアニオンポリマーと非シリコン有機モノマーがグラフトしたポリシロキサン骨格を有する少なくとも1つのグラフトシリコンポリマーを含有するケラチン物質のトリートメント用組成物)
- ④平成18年(行ケ)第10357号(発明の名称;ペルフルオロアルキルビニルエーテルで改質したフッ化ビニリデンを基剤とするフルオロエラストマー性コポリマー)
- ⑤平成18年(行ケ)第10453号(発明の名称;鉛を含まないはんだ)
- ⑥平成18年(行ケ)第10315号(発明の名称;デジタルコンテンツの配信方法およびデジタルコンテンツの配信システム)
- ⑦平成18年(行ケ)第10291号(発明の名称;グラフトシリコンポリマーおよびアミノシリコンおよび/またはシリコンガムまたは樹脂を含有する局所用組成物)
- ⑧平成18年(行ケ)第10095号(発明の名称;フレキソ印刷用嵩上げ部材及び感光性刷版巻装方法)

##### 【意匠】

- ①平成19年(行ケ)第10036号(物品の名称;三段熨斗付き紐丸冠瓦)

3) 平成16(行ケ)103号、平成17(行ケ)10063号などを参照。

## profile

梅田 幸秀(うめだ ゆきひで)

昭和48年4月 入庁  
 平成14年4月 審判部第15部門長  
 平成15年4月 東京高等裁判所(現知的財産高等裁判所)調査官  
 平成18年4月 審判部第13部門長  
 同年7月 首席審判長